

件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>人事委員会勧告を実施するための通勤手当の支給限度額の改定</p> <p>第10条第2項 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 交通機関又は有料の道路を利用する職員 運賃等相当額（月額75,000円まで） <u>78,000円</u></p> <p>(2) 自転車その他交通の用具を使用する職員 使用距離に応じて定める額（月額47,200円まで） <u>改定なし</u></p> <p>(3) 交通機関等（1号）と交通用具（2号）を併用する職員 交通機関等の運賃等相当額（1号）と交通用具の使用距離に応じて定める額（2号）の合計額（月額75,000円まで） <u>78,000円</u></p>	
施行日	平成21年1月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>職員の給与等に関する報告及び勧告（平成20年10月9日付け人委第256号）</p> <p style="text-align: center;">勧 告</p> <p>本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項について適切な措置をとられるよう勧告する。</p> <p>1 改定の内容 通勤手当について、交通機関等利用者及び交通機関等と交通用具を併用する者の1箇月当たりの当該手当の額の限度を78,000円とすること。</p> <p>2 改定の実施時期 この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が初日であるときは、その日）から実施すること。</p>	